

# 空き家を活用しませんか？



## 活用したい人を大募集！

川西市住宅政策課 空き家マッチング制度「空き家をつなご！」

空き家を取得して住みたい、活用して何かを始めたいという人は、物件の希望条件を登録してください。登録の内容に応じて、対応できる物件があれば紹介します。

### 【活用の流れ】



#### 空き家の活用希望者登録

- ・「空き家活用登録申込書」及び「誓約書」を提出。
- ・登録は2年間有効です。
- ・住宅以外の用途も登録可能です。



#### 流通対策会議による提案

- ・希望条件に合う空き家が現れたら、まず市は川西市空き家流通対策会議( 1 )へ情報提供( 2 )します。
- ・川西市空き家流通対策会議は、空き家の所有者及び希望者の意向、空き家の状態などを踏まえ、活用方針を検討し、具体的な提案を行う流通対策アドバイザー( 3 )を選定します。



#### 専門事業者等による支援

- ・提案内容がまとまれば、流通対策アドバイザーから申込者に、提案をさせていただきます。(内容により費用が発生することがあります。)



### ( 1 ) 川西市空き家流通対策会議

川西市及び市と連携協定を締結する次の2団体で構成されています。

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会阪神北支部

(所在地) 宝塚市中洲1 15 2 逆瀬川ビル2階 電話 0797 76 5700

NPO 法人兵庫空き家相談センター

(所在地) 兵庫県宝塚市栄町2 1 2 ソリオ2・3階 電話 0797 81 3236

空き家をつなご！



### ( 2 ) 提供する情報

空き家の物件概要 所有者の氏名、住所、連絡先

\* 空き家情報等の個人情報については、必要なセキュリティ対策を講じ、安全に管理し、空き家対策以外の目的には使用しません。

### ( 3 ) 流通対策アドバイザー

川西市空き家流通対策会議を構成する2団体に所属していますので、安心してご相談ください。

## 【注意事項】

- ( 1 ) 市は希望者の登録情報を流通対策会議に提供する段階までをお手伝いします。
- ( 2 ) 空き家を取り扱うため、希望の物件が出てこない場合があります。
- ( 3 ) 流通対策会議から派遣される専門家又は専門業者との流通支援に関する契約や支援内容等に関する交渉等は、登録者に直接行っていただきます。
- ( 4 ) 登録者と事業者間で発生したトラブル等については、市は関与いたしません。
- ( 5 ) この制度は、物件の成約を確約するものではありません。



## 【活用事例】

用途（例）	概 略
自治会の集会施設	地域に暮らす誰もが交流のために使える活動拠点
集会施設	高齢者、障がい者、子育て世帯など
地域住民を対象とした教室	体操、脳トレ、パソコンなど
サークル活動	茶華道、手芸、音楽活動、社会教育など
子育て支援拠点	子どもの遊び場、育児相談、子ども食堂など
保育施設	乳幼児保育、学童保育など
子どもを対象とした教室	放課後教室、そろばん、習字、英会話、プログラミングなど
社宅・寮	市内事業所の従業員のための住居など

用途地域の規制によっては、活用できない場合があります。

十分に管理されていない空き家は、地域の治安や環境悪化の原因にもなるため、空き家問題を発生させないようにしなくてはなりません。空き家であっても限られた資源ですので、地域を活性化させるためにも有効活用を進めたいと思います。

空き家の活用を希望する方がいらっしゃれば、ぜひご相談いただき登録をお願いします。

**空き家の取得、活用について、まずはお気軽にご相談ください**

### 【お問い合わせ先】

川西市都市政策部住宅政策課 空き家マッチング制度担当  
〒666 8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号  
電話：072 740 1205 FAX：072 740 1317  
Email：[kawa0207@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0207@city.kawanishi.lg.jp)

